

12 介護老人福祉施設及び（介護予防）短期入所生活介護

【人員基準】

入所者（利用者）数 = 前年度の平均値

職 種	基 準 内 容		
	介護老人福祉施設	併設型短期入所生活介護	単独型短期入所生活介護
医 師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	1人以上 （本体施設に配置されている場合で、施設の事業に支障がない場合は兼務可能）	1人以上
生 活 相 談 員	常勤者を、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 入所者 = 施設入所者 + 併設短期利用者	介護老人福祉施設と同様定員が20人以上の場合、1人以上は常勤者	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 （うち1人以上は常勤者）
介 護 職 員 又 是 看 護 職 員	常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 入所者 = 施設入所者 + 併設短期利用者	介護老人福祉施設と同様定員が20人以上の場合は、1人以上は常勤者	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 （うち1人以上は常勤者）
看 護 職 員	常勤換算方法で、下記のとおり看護職員を配置する。 （入所者数） ～ 30人 ・ 1人以上 30超～ 50人 ・ 2人以上 50超～ 130人 ・ 3人以上 130超～ 180人 ・ 4人以上 1名以上は常勤者 入所者数 = 施設入所者		
栄 養 士	1人以上 入所定員が40人以下の場合、他の社会福祉施設等の栄養士との連携により、入所者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えない	1人以上 （本体施設に配置されている場合で、施設の事業に支障がない場合は兼務可能） 入所定員が40人以下の場合、他の社会福祉施設等の栄養士との連携により、入所者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えない	1人以上 入所定員が40人以下の場合、他の社会福祉施設等の栄養士との連携により、入所者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えない

機能訓練指導員	1人以上（当該施設の他職務との兼務可） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導は、当該施設の生活相談員又は介護職員の兼務可	1人以上 （本体施設に配置されていて、施設の事業に支障がない場合は兼務可能）	1人以上（当該施設の他職務との兼務可） 入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導は、当該生活相談員又は介護職員の兼務可
介護支援専門員	入所者数 ～100人 ・1人以上 100超～200人 ・2人以上 1人はその業務に専ら従事する常勤の者であること（処遇に支障がなければ施設内で兼務可） 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は不可	/	/

介護老人福祉施設において、空床利用の短期入所を行っている場合は、空床短期利用者を介護老人福祉施設の入所者とみなして、職員配置を行う。

【勤務体制について ユニット型介護老人福祉施設の場合】

昼間について

ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜について

2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

（例）1ユニットの場合・・・1人以上の配置 2ユニットの場合・・・1名以上の配置

3ユニットの場合・・・2名以上の配置

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名の配置で可）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。

【介護報酬】

(1) 介護老人福祉施設

施設等の区分【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
施設等の区分	1 介護福祉施設	入所定員が31人以上
	2 小規模介護福祉施設	入所定員が30人
	3 ユニット型介護福祉施設	ユニット型の施設基準を満たし、かつ入居定員が31人以上
	4 ユニット型小規模介護福祉施設	ユニット型の施設基準を満たし、かつ入居定員が30人

夜間勤務条件基準【届出必須】

加算等届出事項	算定区分																		
夜間勤務条件基準	1 基準型	下記の告示に定める減算要件に該当しない場合																	
	2 減算型	下記の告示に定める減算要件に該当する場合																	
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注1、注2																	
<p>次の夜勤職員基準に満たない事態が「2日以上連続して発生する」又は「4日以上発生する場合」には、その翌月に入所者全員について、所定単位数の100分の97（加算部分は除く）にて算定する。¹</p> <p>夜勤時間帯（午後10時から翌日午前5時までを含めた連続する16時間）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ユニット以外の部分</th> <th>ユニット部分</th> </tr> <tr> <th>入所者数</th> <th>夜勤を行う介護職員または看護職員の数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>1人以上</td> <td rowspan="5">2ユニットごとに1人以上</td> </tr> <tr> <td>26～60</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>61～80</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>81～100</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>4 + (利用者数 + 入所者数 - 100) ÷ 25以上(小数点以下を切り上げた員数以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>空床利用型の短期入所サービスを併せて行う場合は、短期入所サービスの利用者数と特別養護老人ホームの入所者の合計数</p> <p>指定介護老人福祉施設に併設している指定短期入所生活介護の場合は、短期入所サービスの利用者数と特別養護老人ホームの入所者の合計数</p>			ユニット以外の部分		ユニット部分	入所者数	夜勤を行う介護職員または看護職員の数		25以下	1人以上	2ユニットごとに1人以上	26～60	2人以上	61～80	3人以上	81～100	4人以上	101以上	4 + (利用者数 + 入所者数 - 100) ÷ 25以上(小数点以下を切り上げた員数以上)
ユニット以外の部分		ユニット部分																	
入所者数	夜勤を行う介護職員または看護職員の数																		
25以下	1人以上	2ユニットごとに1人以上																	
26～60	2人以上																		
61～80	3人以上																		
81～100	4人以上																		
101以上	4 + (利用者数 + 入所者数 - 100) ÷ 25以上(小数点以下を切り上げた員数以上)																		

¹厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準五イ(平成12年2月2月10日厚生労働省告示29)

職員の欠員による減算の状況【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分																			
職員の欠員による減算の状況	1 なし	次の2、3及び4のいずれにも該当しない場合																		
	2 看護職員	下記の人員基準上必要とされる員数 又は を満たさない場合																		
	3 介護職員	下記の人員基準上必要とされる員数 を満たさない場合																		
	4 介護支援専門員	下記の人員基準上必要とされる員数 を満たさない場合																		
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注1、注2																		
<p>【人員基準上必要とされる員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>入所者数：看護職員数+介護職員 (施設、短期入所共通)</td> <td colspan="2">常勤換算で3：1以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">看護職員数 (看護職員のみの規定) この場合入所者数は本 体施設のみ</td> <td>入 所 者 数</td> <td>必要看護職員数</td> </tr> <tr> <td>30名以下</td> <td>常勤換算方法で、1以上</td> </tr> <tr> <td>30名超50名以下</td> <td>常勤換算方法で、2以上</td> </tr> <tr> <td>50名超130名以下</td> <td>常勤換算方法で、3以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130名超180名以下</td> <td>常勤換算方法で、4以上</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員 入所者数は本体施設のみ</td> <td colspan="2">1名以上(100：1を標準)</td> </tr> </table> <p>減算になる場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書によりその旨を速やかに届け出ること。</p> <p>人員欠如として減算した後、人員を補充する等により基準を満たす場合は、再度職員の介護給付費算定に係る体制等の届出を行うこと。届出の際には、算定する月の1日までに届出ること。</p> <p>余裕をもった人員配置とすること。</p> <p>各月における介護職員・看護職員の配置について、上記の【人員基準上必要とされる員数】から</p> <p>1割を超えて減少した場合には、該当月の翌月から解消月まで</p> <p>1割の範囲内で減少した場合には、該当月の翌々月から解消月まで(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)</p> <p>入所者全員(施設・短期入所両方)について、所定単位数(加算は除く)に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。</p> <p>介護支援専門員については、欠員となった月の翌々月から欠員が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数(加算は除く)に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。²</p> <p>著しい人員基準欠如が継続し、県の指導に従わない場合には、指定の取消しの対象となるので注意すること。</p>			入所者数：看護職員数+介護職員 (施設、短期入所共通)	常勤換算で3：1以上		看護職員数 (看護職員のみの規定) この場合入所者数は本 体施設のみ	入 所 者 数	必要看護職員数	30名以下	常勤換算方法で、1以上	30名超50名以下	常勤換算方法で、2以上	50名超130名以下	常勤換算方法で、3以上		130名超180名以下	常勤換算方法で、4以上	介護支援専門員 入所者数は本体施設のみ	1名以上(100：1を標準)	
入所者数：看護職員数+介護職員 (施設、短期入所共通)	常勤換算で3：1以上																			
看護職員数 (看護職員のみの規定) この場合入所者数は本 体施設のみ	入 所 者 数	必要看護職員数																		
	30名以下	常勤換算方法で、1以上																		
	30名超50名以下	常勤換算方法で、2以上																		
	50名超130名以下	常勤換算方法で、3以上																		
	130名超180名以下	常勤換算方法で、4以上																		
介護支援専門員 入所者数は本体施設のみ	1名以上(100：1を標準)																			

²厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法(平成12年2月10日厚生労働省告示27)

ユニットケア体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
ユニットケア体制	1 対応不可	下記の告示に定める減算要件に該当する場合
	2 対応可	下記の告示に定める減算要件に該当しない場合
告示内容等	根拠条文	H12厚生労働省告示21号別表1注3 ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービスについて、次の施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。(基準を満たさない状況が発生した月の翌々月から解消されるまでの間減算となる。ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。) 【施設基準】³ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

身体拘束廃止未実施減算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
身体拘束廃止取組の有無	1 なし	
	2 あり	
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 注4 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合で、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⁴ が行われていない場合に、入所者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算する。
留意事項	当該記録は、2年間保存すること。 施設において身体拘束等が行われていた場合に減算になるものではない。 ⁵	

日常生活継続支援加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
日常生活継続支援加算	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示21号別表1注5 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している施設について、1日につき22単位を所定単位数に加算する。 【厚生労働大臣が定める施設基準】⁶ イ 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が100分の65以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が100分の60以上であること。 ロ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

³厚生労働大臣が定める施設基準39(平成12年2月10日厚生労働省告示26)

⁴厚生労働大臣が定める基準38(平成12年2月10日厚生労働省告示25)

⁵指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号第2の5(7))

⁶厚生労働大臣が定める施設基準40(平成12年2月10日厚生労働省告示26)

	<p>であること。</p> <p>八 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p>
留意事項	<p>要介護4又は5の者の割合及び、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点の割合の平均とすること。また、直近3月の割合が所定の割合以上であることを毎月記録し、割合を下回った場合は届出を行うこと。</p> <p>介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が必要な人数を満たすものでなければならない。割合を下回った場合は届出を行うこと。</p> <p>当該加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算は算定できない。</p>

看護体制加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
看護体制加算	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示21号別表1注6
		<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合している施設について、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める施設基準】⁷</p> <p>イ 看護体制加算()イ 6単位</p> <p>(1) 入所定員が31人以上50人以下であること</p> <p>(2) 常勤の看護師を1名以上配置していること</p> <p>(3) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと</p> <p>ロ 看護体制加算()ロ 4単位</p> <p>(1) 入所定員が30人又は51人以上であること</p> <p>(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること</p> <p>ハ 看護体制加算()イ 13単位</p> <p>(1) 入所定員が31人以上50人以下であること</p> <p>(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第2条第1項第三号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること</p> <p>(4) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと</p> <p>ニ 看護体制加算()ロ 8単位</p> <p>(1) 入所定員が30人又は51人以上であること</p> <p>(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること</p>
留意事項	指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは	

⁷厚生労働大臣が定める施設基準41(平成12年2月10日厚生労働省告示26)

	<p>別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。</p> <p>特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取扱い、一体的に加算を行うこと。</p> <p>看護体制加算（ ）イ及び（ ）イ又は（ ）ロ及び（ ）ロは同時に算定することが可能である。この場合にあっては、（ ）の加算の対象となる常勤の看護師についても、（ ）における看護職員の配置数の計算に含めることが可能である。</p>
--	---

夜勤職員配置加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
夜勤職員配置加算	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示21号別表1注7
	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合している施設について、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める施設基準】⁸</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、1日につき次の区分に応じて算定する。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算（ ）イ 22単位</p> <p>(一) ユニット型以外を算定</p> <p>(二) 定員31人以上50人以下（一部ユニット型は、定員31人以上かつユニット以外の定員50人以下）</p> <p>(2) 夜勤職員配置加算（ ）ロ 13単位</p> <p>(一) ユニット型以外を算定</p> <p>(二) 定員30人又は51人以上（一部ユニット型は、定員30人又はユニット以外の定員51人以上）</p> <p>(3) 夜勤職員配置加算（ ）イ 27単位</p> <p>(一) ユニット型を算定</p> <p>(二) 定員31人以上50人以下（一部ユニット型は、定員31人以上かつユニットの定員50人以下）</p> <p>(4) 夜勤職員配置加算（ ）ロ 18単位</p> <p>(一) ユニット型を算定</p> <p>(二) 定員30人又は51人以上（一部ユニット型は、定員30人又はユニット部分の定員51人以上）</p>	
留意事項	<p>夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。</p> <p>指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数をもとに1以上上回って配置した場合に、加算を行う。</p>	

⁸厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準五八(平成12年2月2月10日厚生労働省告示29)

準ユニットケア加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
準ユニットケア体制	1 対応不可	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 対応可	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注8
	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た施設について、1日につき5単位を所定単位数に加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める施設基準】⁹</p> <p>イ 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。</p> <p>ロ プライバシーの確保に配慮した個人的なしつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。</p> <p>ハ 人員配置</p> <p>日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>1ユニットの場合・・・1人以上の配置</p> <p>2ユニットの場合・・・1名以上の配置</p> <p>3ユニットの場合・・・2名以上の配置</p> <p>準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	

個別機能訓練加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分						
個別機能訓練体制	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合					
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合					
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注9					
	<p>次の～の要件をいずれも満たす場合、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p> <p>機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する者）の配置状況が次に該当する</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>入所者の数（前年度平均）</th> <th>機能訓練指導員の配置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100名以下の場合</td> <td>常勤専従で1名以上</td> </tr> <tr> <td>100名を超える場合</td> <td>常勤換算で100：1以上 このうち1名以上は常勤専従とする。 例）入所者平均数110名÷100＝1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従</td> </tr> </tbody> </table> <p>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練指導計画を作成すること。</p> <p>当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行うこと。</p>		入所者の数（前年度平均）	機能訓練指導員の配置状況	100名以下の場合	常勤専従で1名以上	100名を超える場合
入所者の数（前年度平均）	機能訓練指導員の配置状況						
100名以下の場合	常勤専従で1名以上						
100名を超える場合	常勤換算で100：1以上 このうち1名以上は常勤専従とする。 例）入所者平均数110名÷100＝1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従						
留意事項	介護老人福祉施設の機能訓練については、機能訓練指導員だけでなく、看護職員、介護職						

⁹ 厚生労働大臣が定める施設基準42（平成12年2月10日厚生労働省告示26）

	員、生活相談員その他の職種の者が行うことも可能である。なお、機能訓練指導員が不在の日でも算定出来る。 ¹⁰
--	--

若年性認知症入所者受入加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
若年性認知症入所者受入加算	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注10
	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定め、サービス提供を行った場合に、1日につき120単位を所定単位数に加算する。	

常勤専従医師配置【届出必須】

加算等届出事項	算定区分							
常勤専従医師配置	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合						
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合						
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注11						
	医師の配置について、次に該当する施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入所者の数 (前年度平均)</th> <th>医師の配置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100名以下の 場合</td> <td>常勤専従で1名以上</td> </tr> <tr> <td>100名を超える 場合</td> <td>常勤換算で100:1以上。 このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者</td> </tr> </tbody> </table>	入所者の数 (前年度平均)	医師の配置状況	100名以下の 場合	常勤専従で1名以上	100名を超える 場合	常勤換算で100:1以上。 このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者	
入所者の数 (前年度平均)	医師の配置状況							
100名以下の 場合	常勤専従で1名以上							
100名を超える 場合	常勤換算で100:1以上。 このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者							
	入所者数は、本体施設（空床利用の短期入所を含む。）のみの入所者数となる。							

精神科医師定期的療養指導【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
精神科医師定期的療養指導	1 なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合
	2 あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注12
	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。 【認知症である入所者等】 ¹¹ 「認知症である入所者」とは、次のいずれかに該当する者とする。	

¹⁰（平成18年4月改定関係Q&AQ（Vol.1）問77（平成18年3月22日））

¹¹指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号第2の5（14））

	<p>イ 医師が認知症と診断した者</p> <p>ロ 旧措置入所者にあたっては、上記イに関わらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける認知症老人等介護加算制度について」（平成6年9月30日老計第131号）における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は不要。</p> <p>常に認知症である入所者の数を的確に把握する必要があること。</p> <p>精神科を担当する医師とは、精神科を標ぼうしている医療機関において精神科を担当している医師を指すが、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていると判断される場合も可。</p>
留意事項	<p>精神科を担当する医師について、常勤の医師に係る加算が算定されている場合は、当加算は算定できない。</p> <p>施設の配置医師1名が精神科を担当する医師も兼ねる場合は、月6回以上勤務している場合のみ加算の対象となる。</p> <p>当加算を算定する場合は、療養指導を行った記録等を残しておく必要がある。</p> <p>1回の療養指導の時間については、特に縛りはないが、認知症の入所者等の療養指導（看護職員等への指示や記録を含む）業務が適切に行われる必要がある。</p> <p>当加算は、要件を具備していれば、入所日すべて及び入所者全員に対して加算することとなる。</p>

障害者生活支援体制加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分							
障害者生活支援体制	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合						
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合						
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注13						
	<p>視覚障害者等（視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又重度の知的障害者）である入所者の数が15人以上である指定介護老人福祉施設であって、障害者生活支援員を次により配置している施設については、1日につき26単位を所定単位数に加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">視覚障害者等である入所者の数</th> <th>障害者生活支援員の配置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50名以下の場合</td> <td>常勤専従で1名以上配置している。</td> </tr> <tr> <td>50名を超える場合</td> <td>常勤換算方法で、知的障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置している。このうち、1名以上は常勤専従とする。 例) 知的障害者等である入所者数55名 ÷ 50 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【視覚障害者等の要件】¹²</p> <p>イ 視覚障害者 身体障害者手帳1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活</p>		視覚障害者等である入所者の数	障害者生活支援員の配置状況	50名以下の場合	常勤専従で1名以上配置している。	50名を超える場合	常勤換算方法で、知的障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置している。このうち、1名以上は常勤専従とする。 例) 知的障害者等である入所者数55名 ÷ 50 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者であること。
視覚障害者等である入所者の数	障害者生活支援員の配置状況							
50名以下の場合	常勤専従で1名以上配置している。							
50名を超える場合	常勤換算方法で、知的障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置している。このうち、1名以上は常勤専従とする。 例) 知的障害者等である入所者数55名 ÷ 50 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者であること。							

¹² 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号第2の5（15））

活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者。

□ 聴覚障害者

身体障害者手帳2級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。

ハ 言語機能障害者

身体障害者手帳3級又はこれに準ずる言語機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者。

ニ 知的障害者

療育手帳A所持者又は知的障害者更生相談所において重度と判定された者。

【障害者生活支援員の定義】¹³

障害の区分	要件
イ 視覚障害	点字指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
□ 聴覚障害又は言語機能障害	手話通訳等を行うことができる者
ハ 知的障害	知的障害者福祉法第14条各号(知的障害者福祉司の任用資格要件)のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者 社会福祉主事の有資格者で、知的障害者福祉に関する事業に2年以上従事した者 大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(社会福祉主事) 医師 国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導科を卒業した者 前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有する者 知的障害者福祉司に準ずる者としては、知的障害者援護施設における指導員、看護婦等で入所者の処遇実務経験5年以上の者とする。

留意事項

視覚障害者等である入所者数は、視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害者及び知的障害者の合計数が15名以上であれば満たされる。個々に15名ではない。¹⁴

¹³ 厚生労働大臣が定める者等36(平成12年2月10日厚生労働省告示23)

¹⁴ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号第2の5(15))

外泊

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1注14
	<p>入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認められた場合に、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。</p> <p>入院又は外泊の初日及び最終日は算定不可。</p>	

初期加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 八
	<p>入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算する。</p>	
留意事項	<p>ア 利用初日から30日の間で介護福祉施設サービス費を算定した日に加算するものであり、30日分算定できるという意味ではない。</p> <p>イ 外泊を行っている間は、初期加算は算定できない。</p> <p>ウ 過去3ヶ月間当該施設に入居したことのない利用者（自立度判定基準によるランクが、 、Mに該当する場合は過去1月間）について、加算対象となる。</p> <p>エ 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、にかかわらず算定可能。</p> <p>オ 短期入所生活介護利用者（併設又は空床）が日を空けずに施設入所した場合は、30日から短期入所利用日数分を控除しなければならない。¹⁵</p>	

退所時等相談援助加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 二
	<p>ア 退所前後訪問相談援助加算</p> <p>入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として460単位を算定する。</p> <p>また、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として460単位を算定する。</p> <p>イ 退所時相談援助加算</p> <p>入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、次の要件に該当する場合に入所者1人につき1回を限度として400単位を算定する。</p> <p>（ ）当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行う。</p> <p>（ ）当該入所者の同意を得て、退所の日から2週以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人福祉法に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供する。</p>	

¹⁵指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号第2の5（17））

	<p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</p> <p>ウ 退所前連携加算 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として500単位を加算する。</p>
留意事項	<p>退所時等相談援助加算（退所前後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算）は、次の場合にはいずれも算定できない。¹⁶</p> <p>() 退所して病院又は診療所へ入院する場合 () 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合 () 死亡退所の場合</p>

栄養マネジメント加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
栄養管マネジメント体制	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ホ
	<p>次に該当する施設について、1日につき14単位加算する。</p> <p>常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>定員利用・人員基準に適合していること。¹⁷</p>	

経口移行加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ヘ
	<p>定員利用・人員基準に適合している施設¹⁸において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従</p>	

¹⁶指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号第2の5（18））

¹⁷厚生労働大臣が定める基準28（平成12年2月10日厚生労働省告示25）

¹⁸厚生労働大臣が定める基準29（平成12年2月10日厚生労働省告示25）

	<p>い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28単位を加算する。</p> <p>なお、管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き加算を算定できるものとする。</p>
--	--

経口維持加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ト
	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。</p> <p>経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 経口維持加算()を算定している場合は、経口維持加算()は、算定しない。</p> <p>経口維持加算()28単位 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。</p> <p>経口維持加算()5単位 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】¹⁹</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 定員利用・人員基準に適合していること。 ロ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。 ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。 ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がなされていること。 ホ 上記ロからニを多職種協働により実施するための体制が整備されていること。 	

21 口腔機能維持管理加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 チ
	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合には、1月につき30単位を加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】²⁰ 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p>	

¹⁹ 厚生労働大臣が定める基準30(平成12年2月10日厚生労働省告示25)

²⁰ 厚生労働大臣が定める基準31(平成12年2月10日厚生労働省告示25)

22 療養食加算 【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
療養食加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 リ
	<p>次の要件に該当し、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき23単位を加算する。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 定員利用・人員基準に適合していること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める療養食】²¹</p> <p>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p>	

23 看取り介護加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
看取り介護体制	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ヌ
	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合している施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合、</p> <p>死亡日以前4日以上30日以下については 1日につき80単位</p> <p>死亡日の前日及び前々日については 1日につき680単位</p> <p>死亡日については 1日につき1,280単位</p> <p>を死亡月に加算する。</p> <p>ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める施設基準】²²</p> <p>イ 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。</p> <p>ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>ニ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者】²³</p> <p>次のいずれにも適合している入所者</p> <p>イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p>	

²¹ 厚生労働大臣が定める者等38（平成12年2月10日厚生労働省告示23）

²² 厚生労働大臣が定める施設基準44（平成12年2月10日厚生労働省告示26）

²³ 厚生労働大臣が定める者等39（平成12年2月10日厚生労働省告示23）

	<input type="checkbox"/> 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されていること。 <input type="checkbox"/> 八 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。
--	--

24 在宅復帰支援機能加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ル
<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する施設で、以下のイ及びロに適合している場合にあっては、1日につき10単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。</p> <p>ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】²⁴</p> <p>イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者（入所期間が1月間を超えていた者に限る。）の占める割合が2割を超えていること。</p> <p>ロ 退所者の退所した日から30日以内に居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。</p>		

25 在宅・入所相互利用加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
在宅・入所相互利用体制	1 対応不可	下記の加算要件に該当しない場合
	2 対応可	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ヲ
<p>次の要件のいずれにも該当する利用者²⁵について、1日につき30単位加算する。</p> <p>在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間については3月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。</p> <p>要介護3から要介護5までの者</p> <p>在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。²⁶</p>		

²⁴ 厚生労働大臣が定める基準32（平成12年2月10日厚生労働省告示25）

²⁵ 厚生労働大臣が定める者40（平成12年2月10日告示23）

²⁶ 厚生労働大臣が定める基準33（平成12年2月10日告示25）

26 認知症専門ケア加算 【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
認知症専門ケア加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 加算	下記の加算要件に該当する場合
	3 加算	
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 ワ
<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】²⁷</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（ ） 3単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算（ ） 4単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(3) 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める者】²⁸</p> <p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク、又はMに該当する入所者を指すものとする。</p>		

²⁷厚生労働大臣が定める基準24（平成12年2月10日告示25）

²⁸厚生労働大臣が定める者41（平成12年2月10日告示23）

27 サービス提供体制強化加算 【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
サービス提供体制強化加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 加算	下記の加算要件に該当する場合
	3 加算	
	4 加算	
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表1 カ
<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している施設が入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、サービス提供体制強化加算のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算を算定しない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】²⁹</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（ ） 12単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（ ） 6単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（ ） 6単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務に従事している時間を用いても差し支えない。</p> <p>ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。</p> <p>本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。³⁰</p>		

²⁹ 厚生労働大臣が定める基準39(平成12年2月10日告示25)

³⁰ (平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)問77(平成21年3月23日))

(2) 短期入所生活介護

本体施設と同様

・夜間勤務条件基準	・職員の欠員による減算の状況	・ユニットケア体制
・機能訓練指導体制	・療養食加算	・サービス提供体制強化加算

施設等の区分【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
施設等の区分	1 単独型	「2.併設型・空床型」に該当しない場合
	2 併設型・空床型	次のいずれかに該当する指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームで、入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設される指定短期入所生活介護事業所で、これらの施設と一体的に運営が行われるもの
	3 単独型ユニット型	ユニット型の施設基準を満たし、かつ併設型・空床型に該当しない場合
	4 併設型・空床型ユニット型	ユニット型の施設基準を満たし、かつ併設型・空床型に該当する場合

看護体制加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
看護体制加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第19号別表8 注4 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している事業所については、1日につき所定単位数を加算する。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ³¹ イ 看護体制加算 () 4単位 (1) 常勤の看護師を1名以上配置していること。 (2) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。 ロ 看護体制加算 () 8単位 (1) 看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。 (一) 当該事業所(空床利用の特別養護老人ホームを除く)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 (二) 当該事業所が空床利用の特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(空床短期利用者と特別養護老人ホーム入所者数の合計)が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に1を加えた数以上であること。 (2) 当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーション

³¹厚生労働大臣が定める施設基準10(平成12年2月10日厚生労働省告示26)

	<p>ヨンの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。</p> <p>(3) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。</p> <p>空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、看護体制加算の算定は本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行うものとする。</p> <p>加算()及び加算()を同時に算定することが可能であり、その場合、加算()において対象となる常勤の看護師についても、加算()における看護職員の配置数の計算に含めることができる。</p> <p>加算()については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することとなる。³²</p>
--	--

夜勤職員配置加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
夜勤職員配置加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第19号別表8 注5
	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす事業所について、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】³³</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算() 13単位 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っており、ユニット型以外の場合</p> <p>(2) 夜勤職員配置加算() 18単位 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っており、ユニット型の場合</p> <p>指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上上回って配置した場合に、加算を行う。</p>	

³² (平成21年4月改定関係Q & A (Vol.1) 問78 (平成21年3月23日))

³³ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準一八(平成12年2月2月10日厚生労働省告示29)

認知症行動・心理症状緊急対応加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第19号別表8 注6
	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。</p>	

若年性認知症利用者受入加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
若年性認知症利用者受入加算	1 なし	下記の加算要件に該当しない場合
	2 あり	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第19号別表8 注7
	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は当該加算は算定できない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】³⁴</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。</p>	

送迎体制【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
送迎体制	1 対応不可	送迎体制を確保していない場合
	2 対応可	送迎体制を確保している場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第19号別表8 注8
	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算する。</p>	
留意事項	<p>送迎加算が算定されるのは、居宅と事業所間を送迎した場合である³⁵ため、例えば医療機関への送迎を行った場合には、算定されないこと。</p> <p>送迎加算を算定するには、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合のみであるため、そのような状況である旨ケース記録を残すこと。</p>	

³⁴ 厚生労働大臣が定める基準9（平成12年2月10日告示25）

³⁵ 介護報酬に係るQ&A【平成15年4月版】（平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

緊急短期入所ネットワーク加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
緊急受入加算	1 対応不可	下記の加算要件に該当しない場合
	2 対応可	下記の加算要件に該当する場合
告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表8 二
	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき50単位を加算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】³⁶</p> <p>イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。</p> <p>ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める者】³⁷</p> <p>介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者</p>	

在宅中重度者受入加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生労働省告示第21号別表8 ホ
	<p>短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、所定単位数を加算する。</p> <p>イ 看護体制加算（ ）を算定している場合（加算 を算定していない場合に限る） 421単位</p> <p>ロ 看護体制加算（ ）を算定している場合（加算 を算定していない場合に限る） 417単位</p> <p>ハ 看護体制加算（ ）及び（ ）をいずれも算定している場合 413単位</p> <p>ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位</p>	

³⁶厚生労働大臣が定める基準15（平成12年2月10日厚生労働省告示25）

³⁷厚生労働大臣が定める者等16（平成12年2月10日厚生労働省告示23）

【設備基準】

	介護老人福祉施設	ユニット型介護老人福祉施設
居室	<p>居室の定員は、4人以下とすること。 (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームの建物については、原則として4人以下。)</p> <p>入所者1人当たり床面積 10.65㎡ (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームの建物については、収納設備等を除き、4.95㎡) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>	<p>居室の定員は、1人とすること。 ただし、サービスの提供上必要と認められる場合(夫婦で居室を利用する場合など)は、2人とすることができる。</p> <p>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>居室の床面積 13.2㎡(1人部屋) (平成15年4月1日に現にある老人福祉施設が有しているユニットにあっては、10.65㎡以上あれば足りるものとする。)</p> <p>居室の床面積 21.3㎡(2人部屋) ユニットに属さない居室を改修した場合 居室の床面積 10.65㎡(1人部屋) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>
共同生活室	/	<p>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>床面積 2㎡×ユニットの入居定員 必要な設備及び備品を備えること。</p>
静養室	<p>介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p>	/
浴室	<p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>
洗面設備	<p>居室のある階ごとに設けること。 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
便所	<p>居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
医務室	<p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	<p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>

食堂及び 機能訓練 室	食堂+機能訓練室 3㎡×入所定員 (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームについては、当分の間適用しない。) 必要な備品を備えること。	
廊下幅	1.8m以上 ただし、中廊下()の幅は、2.7m以上	1.8m以上 ただし、中廊下()の幅は、2.7m以上
その他	消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

() 中廊下・廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下

【設備基準】

短期入所生活介護		ユニット型短期入所生活介護	
		ユニット	居室に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものであること。
居室	<p>居室の定員は、4人以下とすること。 (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームの建物については、原則として4人以下。) 入所者1人当たり床面積 10.65 m² (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームの建物については、収納設備等を除き、4.95 m²) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	居室	<p>居室の定員は、1人とすること。 ただし、サービスの提供上必要と認められる場合(夫婦で居室を利用する場合など)は、2人とすることができる。</p> <p>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>床面積等</p> <p>a. ユニット型個室 居室の床面積 10.65 m²(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)</p> <p>b. ユニット型準個室(ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合) 居室の床面積 10.65 m²(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても可。 ・ 壁について、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められない。 可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であること。 <p>日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>
食堂及び機能訓練室	<p>食堂+機能訓練室 3 m²×利用定員 (経過措置 平成12年4月1日に現にある特別養護老人ホームについては、当分の間適用しない。)</p>		

共同生活室		共同生活室	<p>床面積 2㎡×利用定員</p> <p>他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。</p> <p>当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。</p>
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること。	浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること。 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。
便所	要介護者が使用するのに適したものとすること。	便所	居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 要介護者が使用するのに適したものとすること。
洗面設備	要介護者が使用するのに適したものとすること。	洗面設備	居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 要介護者が使用するのに適したものとすること。
医務室	<p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	医務室	<p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>
静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	静養室	
面談室	設置すること。	面談室	
介護職員室	設置すること。	介護職員室	
看護職員室	設置すること。	看護職員室	
調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。	調理室	設置すること。
洗濯室又は洗濯場	設置すること。	洗濯室又は洗濯場	設置すること。
汚物処理室	他の設備と区別された一定のスペースを有すること。	汚物処理室	設置すること。
介護材料室	設置すること。	介護材料室	設置すること。
廊下幅	1.8m以上	廊下幅	1.8m以上

	ただし、中廊下()の幅は、2.7m以上		ただし、中廊下()の幅は、2.7m以上
その他	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 階段の傾斜を穏やかにすること。 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける時は、この限りではない。	その他	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 階段の傾斜を穏やかにすること。 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける時は、この限りでない。

次の場合は、食堂、機能訓練室、浴室、医務室、面談室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室については、設けないことができる。

他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護の利用者の処遇に支障がない場合。